

平成27年8月27日
目 黒 区

目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見

目黒清掃工場の建替事業の実施にあたり、東京二十三区清掃一部事務組合に対しては、清掃工場整備計画策定段階から、目黒区の一般廃棄物処理基本計画、みどりの基本計画等と整合性を図りつつ、区民への丁寧な説明に努めるとともに、清掃工場の安定的な操業及び地域の良好な生活環境の維持、並びに区民の安全安心を確保するための配慮を要請してきているところです。

本建替計画に係る環境影響評価手続では、調査計画書段階で環境影響評価の対象項目として選定されていなかった項目を新たに対象項目とする等、区が要望した事項の一部が受け入れられ、一定の配慮がなされたものと捉えています。

「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」という、本建替事業の基本コンセプトの通り、将来、新工場が、地域の環境に積極的に貢献していくことを強く要望するとともに、当区の環境審議会の意見を踏まえ、環境影響評価書案（以下、「評価書案」という。）に対する意見を以下のとおり述べます。

1 全般的な事項

- (1) 事業の実施にあたっては、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実行するとともに、区民の意見・要望についても十分に検討し、最善の措置を講ずるよう努められたい。また、区民への積極的な情報提供を行うとともに、説明や資料については、できる限り専門用語を避け、図表等を十分活用して、わかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 評価書案に記載される評価項目の一部において、「環境基準等を超過するものの、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ない」とあるが、現状を容認することなく、可能な限り影響を低減するよう努めること。
- (3) 清掃工場の近隣には小学校、保育園等があり、工事期間中や施設稼働後の騒音、振動等による、在校、在園中の児童、園児への影響が心配される。このため、工事中の作業内容の周知に努め、小学校、保育園や周辺住民等からの苦情等に対しては、真摯に対応すること。また、安全配慮、公害防止に努めるとともに、車両の運行には細心の注意を払い、事故防止に十分留意されたい。
- (4) 既存建物の解体工事、新工場の建設工事、操業後の工場運営、いずれの局面においても常に最新技術の導入等を検討し、いっそうの環境保全を図るよう努められたい。

2 環境影響評価の項目

<大気汚染>

- (1) 工事施工中の建設機械稼働に伴う排出ガスによる影響について、環境基準を下回り本事業による影響は少ないとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。
- (2) 現工場の竣工時と比べ、周辺には高層建築物が増えているなど、周辺環境が変化しているため、工場稼働後の煙突排出ガス濃度については十分注意し、環境への影響を極力抑えるよう、配慮すること。
- (3) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定、及び「大気汚染防止法」の改正が予定されている。現在、煙突排出ガス中の水銀については、法規制がないことから自己規制値により管理されているが、法規制による基準が明らかになった際は、法規制値を考慮したうえで、排出量を可能な限り抑えるよう最大限の努力を図ること。
- (4) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、東京都環境影響評価技術指針に係る東京都の見解で、「予測手法については現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価の対象としない。」とあるが、環境影響評価書作成時までには、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。
- (5) 環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲について、調査計画書段階で半径1.3kmとしていたものを、評価書案で半径1.0kmとした理由を明らかにすること。

<悪臭>

本事業計画により実施する悪臭防止対策は規模が類似している江戸川清掃工場を参考にして評価しているが、予測結果にとらわれず、より一層の低減に努めるとともに、現況における敷地境界での臭気強度結果を考慮し、極力、臭気を抑えるよう配慮すること。

<騒音・振動>

- (1) 工事用車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、予測の結果が現況調査結果と同様であることから、本事業による影響は少ないとある。しかし、工場前面道路の補助19号線において、ごみ収集車両等の走行による騒音の予測値は、環境基準を上回る評価結果となっている。このため、道路管理者等と協議を行い、より一層、騒音等の低減に努められたい。
- (2) 低周波騒音については、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性をもって影響はないとし、予測・評価項目として選定していないが、区民によっては心身に不安があるため、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、その結果を明らかにすること。

＜土壌汚染＞

土壌調査については、工場操業停止後、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各単位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。万一、汚染が判明した場合は、速やかに区に情報提供を行うとともに、関係法令に則り適正に処理されたい。また、原因を究明した上で、新たに予防対策を構築し、新工場の計画に反映させること。

＜地盤・水循環＞

工事開始前及び工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直ちに対応されたい。

＜景観＞

評価指標は目黒区景観計画とし、予測・評価における景観形成基準などの対象には、煙突、工場棟のみでなく、外構、附属、付随するものを含めて評価すること。

＜温室効果ガス＞

当清掃工場から排出される二酸化炭素の低減にあたり、新工場の稼働後も、将来にわたり、さらなる研究を進め、技術革新にあわせて、随時、環境負荷を極力抑えたシステムへの更新を図られたい。

3 その他の事項

＜アスベスト＞

平成18年9月以降、特定建築材料（吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）の定義が、「アスベスト含有率1重量%超え」から「0.1重量%超え」へと変更され、アスベストの規制が強化されている。

評価書案での現況調査結果では、既存工場の煙突は平成17年10月、建築物は平成18年3月の調査をもって「石綿含有無し」としているが、規制強化前の調査であるため、より詳細な調査結果を示し、現行の法令で規定されている特定建築材料（0.1重量%超え）に該当していないことを明らかにすること。アスベスト含有量が0.1重量%を超えていた場合は、法令に従い、適正な手続きを行うこと。

また、解体工事中に、あらたに飛散性アスベストが発見された場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を講じるとともに区へ情報提供すること。なお、作業再開にあたっては、十分な安全対策をとるとともに、本調査の既存建物や施設等のアスベストに関する事前調査を確実にし、アスベストが確認された場合は、法令に従い適正な処理・処分を行うこと。

＜放射性物質・放射線量＞

解体工事前に実施する、ごみバンク内の空間放射線量測定について、測定結果は随時区民へ情報提供すること。また、稼働後においては現在と同様に、排ガス、排水、灰等の放射能濃度及び敷地境界等の空間放射線率について引き続き測定を継続する

とともに、区民から寄せられた不安や疑問等には、真摯に向き合い、丁寧な説明を講ずるよう努められたい。

<事後調査>

環境影響評価書で示した予測結果は、事後調査報告書で検証し、予測結果より悪化した項目については原因を究明した上で、必要な改善策を講じること。

以 上